

管理 No.	F043
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課
(在宅支援係 /内線:2794)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	指定医師の指定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
	根拠規定条項	第15条第2項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号) 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(平成21年12月24日障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定に関する要領(平成29年4月1日施行)
	基準規定条項	施行令第3条
	審査基準	次の条件への該当を審査。 (1)担当しようとする障害種別に関係する診療科において診療に従事し、相当の学識経験を有するかどうかについて審査する。 (2)担当しようとする障害種別に関係する専門科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事経験について審査する。
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成30年2月26日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	